

第 20 予防規程認可基準

（予防規程認可基準）＊

第 20 予防規程の認可基準は、次のとおりとする。なお、地震防災規程及び南海トラフ地震防災規程に係る手続きについては危険物規制事務処理マニュアル別記 16 によること。

1 作成単位<S40.11.2 自消丙予発第 178 号参考>

予防規程の認可の申請は、省令様式第 26 による申請書に当該認可を受けようとする予防規程を添えて行うこと。

予防規程の作成が義務づけられている施設は、政令第 37 条に定める製造所等であるが、災害発生の関連性及び企業の有機的一体的運営を勘案し、事業所単位に 1 つの予防規程に集約し、該当するすべての危険物施設を網羅するように規定することを原則とする。

この場合、申請の手続きは、省令様式第 26 の申請書に当該事業所における製造所等の別、危険物の類・品名、最大数量及び指定数量の倍数を一表にした下記様式のものを、別紙として添付することによって行わせるものとする。

	製造所等の別	危険物の類	品名、最大数量	指定数量の倍数
1				
2				
3				

2 内容の具体性<S40.11.2 自消丙予発第 178 号参考>

予防規程の内容の具体性は、関係当事者に任せられるが、危険物施設の態様に応じ複雑で規模の大きいものほど、より具体的な内容となるように作成させるものとする。

なお、個々の作業にわたる基準や防災計画等まで詳細に記載させることは予防規程を極めて繁雑なものとするおそれがあるので、このような場合は、従業者等に対する火災予防上の指針となる事項を概括的に記載させることで差し支えないものとする。

3 記載事項及び記載要領（給油取扱所を除く。）

記載事項及び記載要領は、次のとおりとする。

なお、危険物施設以外の施設にわたる内容が記載されていても差し支えないものとする。

(1) 危険物の保安業務を管理する者の職務及び組織に関する事項

危険物の保安業務を管理する者は、危険物の保安に関し管理監督の立場であること及び危険物に関し技術的に精通していることを考慮して決定されているとともに、

その組織、構成、各人の責任及び権限、業務内容等が明確になっていること。

(2) 危険物保安監督者の職務を代行する者に関する事項

前記(1)に準じること。

(3) 化学消防自動車及び自衛消防組織に関する事項

ア 化学消防自動車

化学消防自動車の仕様の概要、定期点検等の実施とその結果の記録及び保存並びに化学消防自動車の故障等による使用不能時の措置に関することが記載されていること。

イ 自衛消防組織

防火管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、危険物取扱者、現場火元責任者等のそれぞれの地位、業務内容等を十分勘案のうえ、組織が明確になっていること。

(4) 保安教育に関する事項

ア 危険物の取扱作業に従事する者等に対する保安教育及び訓練の実施に関し、その実施の内容、方法及び時期について具体的に記載されていること。

イ 保安教育は、その事業所の実態に即応した方法で実施できるよう、毎年危険物保安教育計画をたてるよう定められていること。

ウ 保安教育の対象は、危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱作業、若しくは保守を行う者（下請関係業者を含む。）とされていること。

エ 保安教育の内容には、次の事項が盛り込まれていること。

(ア) 保安に関する意識の高揚に関すること。

(イ) 危険物一般の性質の概要に関すること。

(ウ) 従事しようとし、又は現に従事している貯蔵又は取扱作業に係る危険物の詳細に関すること。

(エ) 政令第4章の規定に基づく貯蔵又は取扱いの技術上の基準の細目に関すること。

(オ) 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の細目に関すること。

(カ) 危険時における応急措置及び避難方法に関すること。

(キ) その他貯蔵又は取扱作業に係る保安上必要な事項に関すること。

オ 保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう適当な時期において反復して行うよう計画されていること。

カ 保安教育・訓練についての記録の保存に関すること。

(5) 危険物保安のための巡視、点検及び検査に関する事項

危険物保安のための巡視、点検及び検査の内容等は、火災予防上の安全性並びに施設の構造及び機能を十分保持する必要性から、設備名、点検等の項目、回数等を

第 20 予防規程認可基準

明示し、日常点検及び定期点検に分けた点検基準等を作成するとともに当該点検基準の遵守方法及び異常時の処理の確認方法に関する事項が定められていること。

この場合、点検等の対象としては、次のようなものがある。

保安距離、保有空地、建築物、換気設備、遮光設備、湿度又は温度調整装置、計測装置、避雷設備、電気設備、静電気除去設備、排水設備、ポンプ設備、荷役設備、防油堤、タンク、蒸留等の装置、配管、弁、安全弁、レリーフ弁、標識、掲示板、消防用設備

(6) 危険物施設の運転又は操作に関する事項

ア 危険物施設の運転又は操作は、前記(5)の点検等において異常のないことを確認した後に行うものとするほか、運転又は操作の安全レベルの限界を明示するとともに、各運転員又は操作員の交代時の引継方法、特異時における処置基準等が定められていること。

イ 施設を休止する場合は、施設内に残存する危険物を完全に排除する旨を、また、貯蔵又は取扱いの方法を変更する場合及び原料となる危険物を変更し、品質の改良等により新しい製品を作ろうとする場合は、事前に十分な調査又は研究を行った後に操作にかかる旨が記載されていること。

(7) 危険物の取扱作業の基準に関する事項

ア 製造方式、取り扱う危険物等の特性をよく理解し、十分検討のうえ、取扱作業の内容に応じた具体的な留意事項等について記載されていること。

イ 事業所で危険物施設が多数ある場合、若しくはその貯蔵又は取扱作業の内容が複雑で多岐にわたるものなどについては、予防規程の内容の繁雑化を防ぐため、取扱いにおける保安上の作業基準が別に定められていること。

なお、作業基準には、事業所の作業内容に応じた運搬及び貯蔵の基準も含むものとする。

ウ 作業基準の内容には、次の事項が盛り込まれていること。

(ア) 平常作業における作業基準に関すること。

(イ) 事故その他異常時における作業基準及び相互連絡の方法に関すること。

(ウ) 平常でない作業を行う場合の作業手続及び作業の確認等に関すること。

エ 作業基準の作成単位

作業基準は、危険物の製造（混合）、貯蔵（注入、移送）、取扱い（詰替、消費）等の作業単位別に作成すること。

オ 作業基準の細目（例示）

ウ・(ア)の細目事項を列挙すると次のとおりである。

(ア) 危険物製造（混合）作業

a 一般的な保安に関すること。（以下各項の作業に準用）

危険物を取り扱う場所の整理、清掃等に関すること。危険物のくず、かす等の処分に関すること。装置、計器等の監視に関すること。異物の混入等の排除に関すること。容器の事前点検に関すること。容器の取扱いに関すること。

- b 連続的に危険物を取り扱う装置又は作業に係る保安上必要な注意事項及び作業基準の遵守方法に関すること。
- c 蒸留、加熱、乾燥及び反応装置等における標準温度及び湿度の測定に関すること。
- d 蒸留、加熱、乾燥及び反応装置及び抽出缶等の圧力の測定に関すること。
- e 危険物の混合、ひょう量に関すること。
- f その他各工程における保安に関すること。

(イ) 危険物の詰替作業

- a 一般的な保安に関すること。
- b 容器の収納率又はひょう量に関すること。
- c 密せん、包装、表示、荷造り等に関すること。
- d 漏えい危険物の処理に関すること。
- e その他詰替作業の保安に関すること。

(ウ) 貯蔵倉庫における危険物の取扱作業

- a 一般的な保安に関すること。
- b 貯蔵間隔に関すること。
- c 搬出及び搬入に関すること。
- d その他貯蔵、取扱いの保安に関すること。

(エ) 貯蔵タンクにおける危険物の取扱作業

- a 一般的な保安に関すること。
- b 注油作業の保安に関すること。
- c 防油堤の排水に関すること。
- d 弁コックの関係に関すること。
- e その他貯蔵、作業の保安に関すること。

(オ) バーナー作業

- a 一般的な保安に関すること。
- b 逆火防止に関すること。
- c 漏えい危険物の処理に関すること。
- d その他消費上の保安に関すること。

カ 規模の小さい事業所等で作業の内容も単純であり、設備も複雑なものを使用していないところでは、実用的なチェックリストをもって作業基準の内容とするこ

第 20 予防規程認可基準

とで差し支えないこと。

キ 作業内容をあらかじめ明らかにし、かつ、徹底するため、行われた作業内容、作業の進行状況、異常の有無及びその処置並びに引継事項等を何らかの形で記録しておくよう定められていること。

(8) 補修等の方法に関する事項

危険物施設の設備等の新設、修理、改造、補修等の作業を行う場合の注意事項等として次の事項が明確になっていること。

ア 作業に際し火気を使用する場合の遵守事項

イ 作業実施責任者の選定及びその監督

ウ 危険物が残存し、又は残存するおそれのある設備、機械器具、容器等の修理をする場合等の遵守事項

エ 下請関係業者等の社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等

オ その他必要な事項

(9) 施設の工事における火気の使用等安全管理に関する事項

危険物施設において工事を行う際の安全管理の基本的な体制・仕組み（責任者の要件、事業所全体の調整を含め工事計画を承認する仕組み・手続き、工事開始前及び開始後に行うべき安全対策の基本的事項、協力業者を含めた保安情報の共有等）が定められていること。

(10) 危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び対策に関する事項（製造所及び一般取扱所に限る。）

取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因の変化を事前に把握したうえで、有効な対策を決定していく事故防止のための基本的取組みに関する事項として、以下のことが定められていること。

ア 危険性の評価並びに危険要因に対する対策を行う主体

イ 危険性を評価し危険要因を把握するための手法

ウ 危険性の評価を行う時期及び要件

なお、予防規程の作成を要する危険物施設の施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、これまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとの想定事故形態から必要と考えられる対策を簡条的に整理するような簡易な方法とすることができること。

(11) 配管工事現場の責任者の条件及び当該工事現場の保安監督体制に関する事項（移送取扱所に限る。）

責任者の決定に当たっては、配管工事技術の特殊性、危険物及び危険物災害の特性並びに当該災害防止知識及び緊急時における適切な応急措置の習熟を条件とし、作業内容に応じた保安監督体制が明確になっていること。

- (12) 配管の周囲における移送取扱所の施設の工事以外の工事に際しての当該配管の保安に関する事項（移送取扱所に限る。）

前記(11)に準じ、工事現場の保安監督を十分に行うほか、災害防止監督として遵守しなければならない事項が明確になっていること。

- (13) 災害その他非常の場合に取るべき措置に関する事項

危険物の貯蔵、若しくは取扱作業中における危険物の漏えい等により災害が発生した場合又は火災、爆発、風水害等の緊急事態が発生した場合における従業者等の行動の基準に関し、次の事項が定められていること。

ア 通報手段

イ 報告内容

ウ 報告先

エ 応急措置と指揮

オ 消火体制を確立する場合の構成、任務及び指揮系統

カ 応援体制

キ 公設消防機関との連絡

ク その他緊急時に必要な事項

- (14) 地震発生時及び地震発生に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事項（エからコは、地震発生に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に係る対策を講ずる者に限る。）[H24.9.21 24 消導第 116 号]

次の事項が定められていること。

ア 地震に対する応急措置資機材の常備及びその維持管理に関すること。＊

イ 震度階に応じた製造所等の災害の防止措置に関すること。＊

ウ 災害防止措置の措置状況の通報に関すること及び発災時の相互応援体制に関すること。（特定事業所に限る。）＊

エ 従業員等への連絡方法に関すること。

設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮した上、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法について定めること。

オ 従業員等の安全確保等に係る対応に関すること。

地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等について定めること。

カ 施設の緊急停止の方法、手順等に関すること。

次の事項が定められていること。

第 20 予防規程認可基準

- (ア) 設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応
- (イ) 津波襲来までの時間に応じた対応
- (ウ) 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程（プロセス）に応じた対応
- (エ) 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応

キ 施設の緊急停止等の実施体制

- (ア) 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び従業員の役割
- (イ) 夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制

ク 従業員への教育及び訓練に関すること。

エからキまでについての従業員への教育及び定期的な訓練

ケ 入構者に対する周知に関すること。

従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知

コ 屋外タンク貯蔵所に係る津波対策（「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールの提供について（通知）」（平成 24 年 9 月 6 日付け 24 消導第 109 号）を用い、その結果を踏まえること。）に関すること。

前記エからケまでの内容に加え屋外タンク貯蔵所の規模に応じ次の項目について定めること。

(ア) 特定屋外タンク貯蔵所

津波により特定屋外貯蔵タンクの付属配管が破損した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から3メートル以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあっては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置について、以下のいずれかについて定めること。

- a 津波が到達する時間及び従業員等の避難を考慮した上で、休日・夜間を問わずに従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であること。
- b 配管とタンクとの結合部分の直近に予備動力源が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁（緊急遮断弁等）を設置すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であるとともに、地震時における予備動力源の信頼性について十分な検討が必要であること。

なお、配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流す

ることを防止する弁（逆止弁）が設けられている場合や、屋外貯蔵タンクの屋根上から危険物の受入れ及び払出しを行う等配管が最高液面高さよりも上部に設けられている場合のように、津波により配管が破損した場合においても、タンクに貯蔵された危険物が当該破損箇所から流出するおそれがない場合については、a 及び b の対策は不要であること。

また、津波浸水の想定がタンク底板から3メートル未満となる特定屋外貯蔵タンクにあつては、津波により配管が破損するおそれが低いことから、危険物の流出を最小限にとどめることは必要であるものの、原則として上記 a 及び b の対策までは要しないものであること。

(イ) 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

容量が1,000kL未満の屋外貯蔵タンクにあつては、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策について検証を行い、定めること。

(15) 危険物の保安に関する記録に関する事項

前記(7)・オに定める作業基準の細目事項ごとに日常点検及び定期点検の結果を記録して保存するとともに、内容に応じて危険物保安監督者、危険物施設保安員、危険物の保安業務を管理する者等に供覧し、結果の取扱いについて指示を受ける者が定められていること。

(16) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関する事項

危険物施設を増設し、修理し、若しくは改造する場合又は災害が発生した場合において参考にするため関係書類及び図面を整備し、保存しておく方法が定められていること。

この場合、整備し、保存する書類及び図面として、次のようなものがあげられる。

- ア 製造所等の現状図並びに設置及び変更許可書類
- イ タンク検査済証
- ウ 完成検査済証
- エ 予防規程認可書類
- オ 資料提出書その他各種願届書類の写し
- カ 敷地内製造所等の配置図
- キ 施設及び設備等設計仕様書
- ク 工事記録図
- ケ 防災システム図
- コ 軽微な変更工事の経過一覧表
- サ その他必要と認められる図書

第 20 予防規程認可基準

(17) 東海地震の対応に関する事項

次の事項が定められていること。

ア 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関する事項

(ア) 正確な情報収集と把握方法に関すること。

(イ) 従業員及び顧客等部外者（以下「従業員等」という。）への警戒宣言発令情報の速やかな情報の伝達方法と伝達系統に関すること。

イ 警戒宣言が発せられた場合における避難に関する事項

従業員等の避難方法、誘導先に関すること。

ウ 警戒宣言が発せられた場合における組織体制に関する事項

事業所の応急措置が確実かつ系統的にできる組織、任務分担に関すること。

エ 警戒宣言が発せられた場合における施設・設備の整備及び点検その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項

(ア) 安全確保のための操業制限、停止等の措置方法に関すること。（原則操業停止）

(イ) 自衛消防隊（自衛防災隊）の即応体制に関すること。

(ウ) 休日、夜間等時間外における従業員の非常参集等に関すること。

(エ) 地震動による危険物の流出拡散防止措置並びに危険物施設、危険物車両等に対する安全措置に関すること。

(オ) 消火設備等及び防災資機材等の点検整備に関すること。

(カ) 火気設備等の安全措置に関すること。

オ 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項

訓練の内容、回数及び実施時期に関すること。

カ 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項

(ア) 日頃から地震に備えて実践すべき知識、教育、訓練に関すること。

(イ) 従業員及び付近住民等への広報に関すること。

(18) 南海トラフ地震の対応に関する事項（南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に限る。）

次の事項が定められていること。

ア 防災体制の確立に関する事項

従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めること。

イ 情報の収集伝達に関する事項

従業員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客及び他の従業員に対して地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

ウ 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(ア) 避難場所及び避難路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

(イ) 顧客等の避難誘導後における従業員の避難場所への避難について定めること。

エ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

オ 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項

(ア) 従業員を対象に実施する地震防災に関する教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

(イ) 顧客等が津波からの避難を开始的確な判断に基づいた行動ができるよう、従業員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。

カ 危険物に係る災害防止措置

津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業又は移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関し具体的に明示すること。

キ 南海トラフ地震臨時情報に関する事項

南海トラフ地震臨時情報に関する事項については、「予防規程及び防災規程に係る南海トラフ地震防災規程の作成例について」(令和3年9月17日付け3消規第144号)によること。

(19) その他危険物の保安等に関する事項

次の事項が定められていること。

ア 火気の使用制限に関すること。

事業所内で使用する加熱、加湿、照明装置、暖房、喫煙、焼却等の火気又は溶接、トーチランプ等の作業火についての使用上の制限等

イ 火災予防上の点検等に関すること。

個々の場所、個々の行為について制限するだけでなく事業所全体についても不完全な状態及び行為を監視し、除去する手段等

ウ 服務規律行為に関すること。

服装、履物の規制、立入制限、その他火災予防上好ましくない行為の制限等

エ 構内交通に関すること。

事業所に入出入りする運搬用自動車、タンクローリー及び乗用車等に対する道路

第 20 予防規程認可基準

使用、制限速度、入場制限、駐車場所、その他車両が火源となるような行動制限等

オ 消火活動等に関すること。

(ア) 消火設備

消火設備を常に使用可能な状態におくための点検基準の作成及び遵守の方法

(イ) 消火活動

事業所内の火災発生時における自衛消防隊の編成、活動、任務等（実際に即応した内容となっていること。）

(20) 予防規程の改正等の手続に関する事項

予防規程等の改正等に当たっては、特に火災予防上の責任者（防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員、その他の技術者）等の参画のもとに立案し、決定する等の手続を記載するとともに、変更の認可を要することについて定められていること。

(21) その他必要な事項

その他必要な事項として、次のような事項が定められていること。

ア 予防規程の遵守義務に関する事項

事業所の従業者すべてが本規程を遵守すること。

イ 予防規程の適用範囲に関する事項

全従業者、協力業者及び事務所に出入りする関連ある者に対して適用があること。

4 給油取扱所に係る記載事項及び記載要領

給油取扱所の予防規程の記載事項及び記載要領は、次のとおりとする。

(1) 総括的な事項

ア 目的は、法第 14 条の 2 の規定に基づき、火災その他の災害を防止することとされていること。

イ 適用範囲は、給油取扱所の全域とされていること。

ウ 遵守義務は、給油取扱所の全従業員に課するものとされていること。

エ 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務があるとされていること。

オ 予防規程の改正は、危険物取扱者等の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに、変更の認可を要することとされていること。

(2) 保安に関する役割分担等に関する事項

ア 保安管理を行う者として、所長、危険物保安監督者等の氏名が記載されていること。

イ 保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定められていること。

ウ 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に関する職務について定められていること。

エ 危険物取扱者の氏名等の表示について定められていること。

(3) 貯蔵、取扱基準等に関する事項

ア 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準の遵守義務は、消防法令に定めるところによるほか、次の事項について定められていること。

(ア) 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務

(イ) 給油時及び注油時における油種の確認

(ウ) タンクローリーからの危険物の受入れ作業時における危険物取扱者の立会い義務（単独荷卸しの場合は、この限りでない。）並びに品目及び受入れタンクの残量の確認

(エ) みだりに火気、火花等を発生させる機械器具の使用の禁止

(オ) 危険物の荷卸し時及び給油時における自動車等のエンジン停止の確認

(カ) 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済み容器の放置の禁止

(キ) その他当該給油取扱所の形態等に応じた必要事項

イ 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定め、特に留意しなければならない事項として次の事項について定められていること。

(ア) 給油又はこれに附随する注油、自動車の点検及び整備、若しくは洗車と関係のない者を専ら対象とする業務を行わないこと。

(イ) 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施

(ウ) 給油取扱所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及び係員による整備、誘導等の実施

(エ) その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じた必要事項

ウ 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらかじめ明示された場所において行わせることとされていること。

エ 「自動車等の出入りする側」とみなすために構内道路を設けている場合については、当該道路の適正な維持管理について定められていること。

(4) 点検等に関する事項

ア 点検については、次の事項について定められていること。

(ア) 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者の指定

(イ) 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の措置を行う

第 20 予防規程認可基準

義務及び所長への報告義務

(ウ) 点検記録簿への記入義務及び保存義務

イ 施設の改修及び補修については、工事内容に応じた手続きを行い、安全対策を講じた後に実施するよう定められていること。

ウ 施設の点検、改修、補修等のため許可書等必要な書類及び図面を整備し、保存するよう定められていること。

(5) 事故及び火災時の措置に関する事項

ア 災害に対応するため、自衛消防隊を編成すること並びに消防隊長及び隊員の責務について定められていること。(施設の規模に応じ、役割分担が適切に定められていること。)

イ 事故時の措置、消火活動等については、次の事項について定められていること。

(ア) 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務並びにこの場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導及び応急措置の実施

(イ) 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民、通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置の実施

(ウ) 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報

(6) 災害時等における取扱いに関する事項

災害時対策として可搬式の発動機付き発電機及び手動ポンプを設置する場合については、次の事項について定められていること。

ア 使用目的並びに保管場所及び使用場所に関すること。

イ 可搬式の手動ポンプは、発動機付き発電機に対する燃料補給のみに使用すること。また、1日あたり指定数量未満の取扱いであること。

ウ 発災時の緊急対応や施設の応急点検に関すること。

エ 取扱い方法の手順に関すること。

オ 定期的に従業員に対して、当該対応に係る教育及び訓練を行うこと。

(7) 地震発生時及び地震発生に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置及び東海地震等の対応に関する事項

ア 地震発生時及び地震発生に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における措置は前記 3・(14)アからケによること。

イ 東海地震及び南海トラフ地震の対応に関する事項は前記 3・(17)及び(18)によること。

(8) 教育及び訓練に関する事項

ア 保安教育の年間計画、対象者、実施時期、内容等について定められていること。

イ 訓練の内容、実施時期等について定められていること。

ウ 保安教育・訓練についての記録の保存に関すること。

エ 予防規程に違反した者に対しての教育に関すること。

(9) 携帯型電子機器を使用する場合の留意事項

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(平成 30 年 8 月 31 日付け 30 消規第 136 号)

によること。

(10) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程

前記(1)から(9)によるほか、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することを規定すること。当該顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれるものであること。

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制

イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

エ 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定

オ 顧客用固定給油設備等の日常点検

(11) 単独荷卸しを実施する給油取扱所の予防規程[H30. 4. 10 30 消規第 95 号]

前記(1)～(10)（該当箇所のみ）によるほか、次によること。

ア 規定する内容

(ア) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。

(イ) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。

(ウ) 単独荷卸しの実施に関すること。

(エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。

(オ) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。

(カ) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

イ 添付する書類

(ア) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類

(イ) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名

第 20 予防規程認可基準

- (ウ) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）
- (12) 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に係る安全対策
「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（平成 24 年 6 月 21 日付け 24 消導第 79 号）によること。
- (13) 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業時の安全対策
「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」（平成 13 年 11 月 21 日付け 13 消導第 220 号の 2）第 2 によること。
- (14) 可搬式の制御機器を設置した顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程
「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」（令和 2 年 4 月 8 日付け 2 消規第 94 号）によること。また、可搬式の制御機器を用いて給油許可を行う場合の顧客自らによる給油作業の監視を固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所から行う場合は、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和 6 年 9 月 25 日付け 6 消規第 178 号）によること。
- (15) 屋外で物品の販売等の業務を行う給油取扱所の予防規程
「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和 2 年 4 月 8 日付け 2 消規第 95 号）によること。
- (16) 祭礼やイベント等により一時的に給油取扱所を利用する場合の運用
「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」（令和 6 年 3 月 25 日付け 5 消規第 251 号）によること。
- 5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の安全対策
「ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の火災対策について」（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 消導第 81 号）によること。
- 6 他の保安法規の適用を受ける危険物施設に対する取扱い<S40.11.2 自消丙予発第 178 号参考>
省令第 61 条の規定により、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるもののうち、省令第 9 条の 2 の製造所等にあつては、法第 16 条の 5 の規定に基づき当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めるものとする。
- 7 ドライコンテナによる危険物の貯蔵の予防規程
「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 消規第 188 号）によること。
- 8 予防規程の簡略化等
- (1) 政令第 37 条の規定により予防規程を定め、市長の認可を受けなければならない製造所等のうち、ボイラー、バーナー等で危険物を消費する一般取扱所、危険物を用いた油圧装置等の一般取扱所その他簡易な作業をする製造所等については、火災予防上、その取扱いの実態等により予防規程を簡略化して差し支えないこと。

- (2) 製造所等の予防規程の認可申請において、当該製造所等の存する事業所の社内規程が、法定の要件を満たしているときは、消防法令上の予防規程として認可して差し支えないこと。

9 参考資料<S40. 11. 2 自消丙予発第 178 号参考>

予防規程に次の事項を記載した危険物施設一覧配置図が参考資料として添付されていること。

- (1) 製造所等の区分
- (2) 予防規程の適用の有無
- (3) 他の法律に基づく保安に関する規定の適用の有無

10 予防規程の制定、改正年月日及び改正事由の記載

予防規程の末尾等に過去の制定、改正年月日及び改正事由を記載すること。

11 予防規程に記載された個人名の変更について[H13. 9. 4 13 消導第 172 号の 2]

予防規程に記載された個人名を組織変更等により変更する場合については、予防規程の変更の認可は要しないものであること。